

北塩原村こども・子育て計画 骨子案 基本的な考え

1 計画の位置付け

【こども施策に関する基本理念】

こども基本法 ※令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行

⇒ **こどもの権利や幸福を守るため、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施**していくための基本法

【こども施策を推進するための基本的方針、重要事項】

こども大綱 (こども基本法第9条) ※令和5年12月22日閣議決定

- ⇒ すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に**将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活をおくること**ができる「**こどもまんなか社会**」の実現を目指す。
- ⇒ 「子ども・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する大綱」「少子化社会対策大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める。

【福島県におけるこども政策を推進するための計画】 ※こども大綱等を勘案し策定

福島県こどもまんなかプラン(都道府県こども計画) (こども基本法第10条第1項)

- ⇒ 新たに「福島県こどもまんなかプラン」を策定
現行の「ふくしま新生子ども夢プラン」及び「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」も一体化
- ⇒ <基本理念> 「こども まんなか ふくしま」の実現 ～ こどもも親も幸せいっぱい！家族まるごと応援計画 ～

【北塩原村におけるこども政策を推進するための計画】 ※こども大綱・都道府県こども計画を勘案して策定

北塩原村こども・子育て計画 (こども基本法第10条第2項)

「こども」の標記 ひらがなに統一 ※法律名や既定の事業名を除く

こども基本法…心身の発達の過程にある者

国通知……………一定の年齢で画することのないよう特別な場合(※)を除きひらがな標記の「こども」

※特別な場合…法令(子ども・子育て支援法等)、固有名詞(事業名、組織名等)、他語との関係(子供期、現役期、高齢期等)

北塩原村こども・子育て計画 骨子案 基本的な考え

2 こども基本法

日本国憲法(基本的人権・個人の尊重・平等原則等)・児童の権利に関する条約(下記①～④)の精神
①差別の禁止 ②生命・生存及び発達に対する権利 ③児童の意見の尊重 ④児童の最善の利益

目的 (第1条)

- 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目指す。
- 心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
- 社会全体としてこども政策に取り組み、総合的に推進する。

基本理念 (第3条)

全てのこどもについて、

- ① 個人として尊重されること、**基本的人権が保障**されること、**差別的取扱いを受けない**こと。
- ② 適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、健やかな成長・発達、その自立が図られること。その他の福祉に係る権利が等しく保障され、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ **意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること。
- ④ **意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮**されること。
- ⑤ 養育は家庭を基本とし、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な支援を行うこと。家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保し、心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備**すること。

責務・努力 (第4条～第7条)

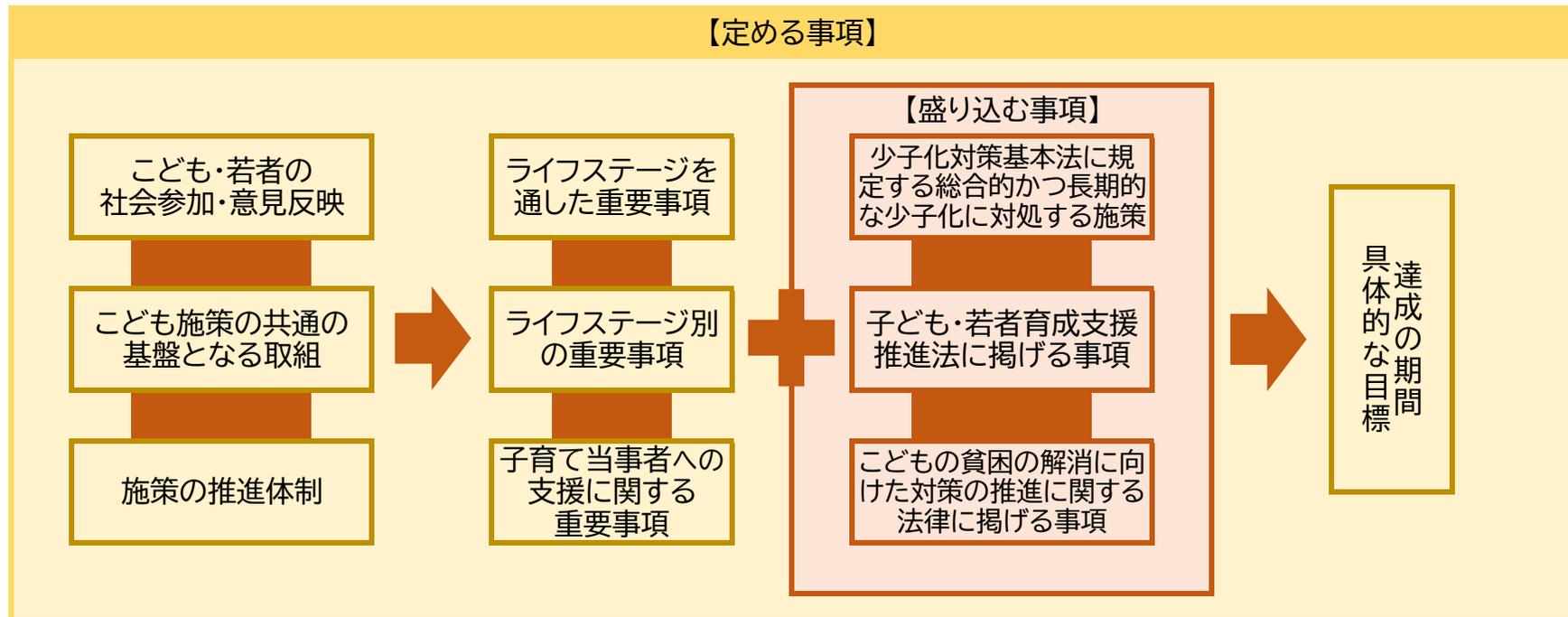
- 国、地方公共団体の責務 こども施策を策定・実施する責務
- 事業主の努力 職業生活と家庭生活の充実が図られる雇用環境の整備に係る努力義務
- 国民の努力 こども施策について関心と理解を深める努力義務

3 こども大綱

基本的な方針

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。

その他定めるべき事項・盛り込む事項



4 福島県こどもまんなかプラン(都道府県こども計画)

基本方針

「こども大綱」の基本的な方針をベースにしつつ、国計画や一体的に作成する各計画との整合性を図り、福島県の特徴や実情を踏まえた基本方針を定める。

○ こどもまんなか実行計画(※)+福島県の特徴・実情 ※こども大綱に基づき具体的な取り組みをまとめた計画

- ① こども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます
- ④ 良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます
- ⑤ それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます
- ⑥ 県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できるよう、地域社会全体で子育てを支援します

○ 本計画と一体のものとして作成する各計画の理念

こども・若者
育成支援

こどもの貧困
解消対策

子育て支援

母子保健

母子・父子
家庭支援

児童虐待
防止

等

計画策定における新たな視点 「こども・若者の声」

【目線】 「こども・若者の目線」に立って、こども・若者が抱える問題・課題に対応する **施策を立案**

【思考】 「こども・若者を中心」に据え、こどもまんなか社会の実現に向けた未来志向の **計画を作成**

【評価】 「こども・若者の意見や声」を基に、こども施策がこどもの利益となっているか、**評価・検証**

北塩原村こども・子育て計画 骨子案 基本的な考え

5 北塩原村こども・子育て計画

基本理念 ※たたき台

こども一人ひとりの夢をともに育み、みんなの希望を叶える子育てプラス 北塩原

基本方針

◆ 勘案すべき事項

- こども大綱・こどもまんなか実行計画(国)
- 福島県こどもまんなかプラン(都道府県こども計画)
- 北塩原村の他の計画との連携・調整
- 北塩原村ならではの特徴・実情
- 本計画と一体のものとして作成する各計画の理念



計画の期間

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定	毎年度：推進 ⇒ 点検 ⇒ 見直し				
			中間見直し		次期計画策定

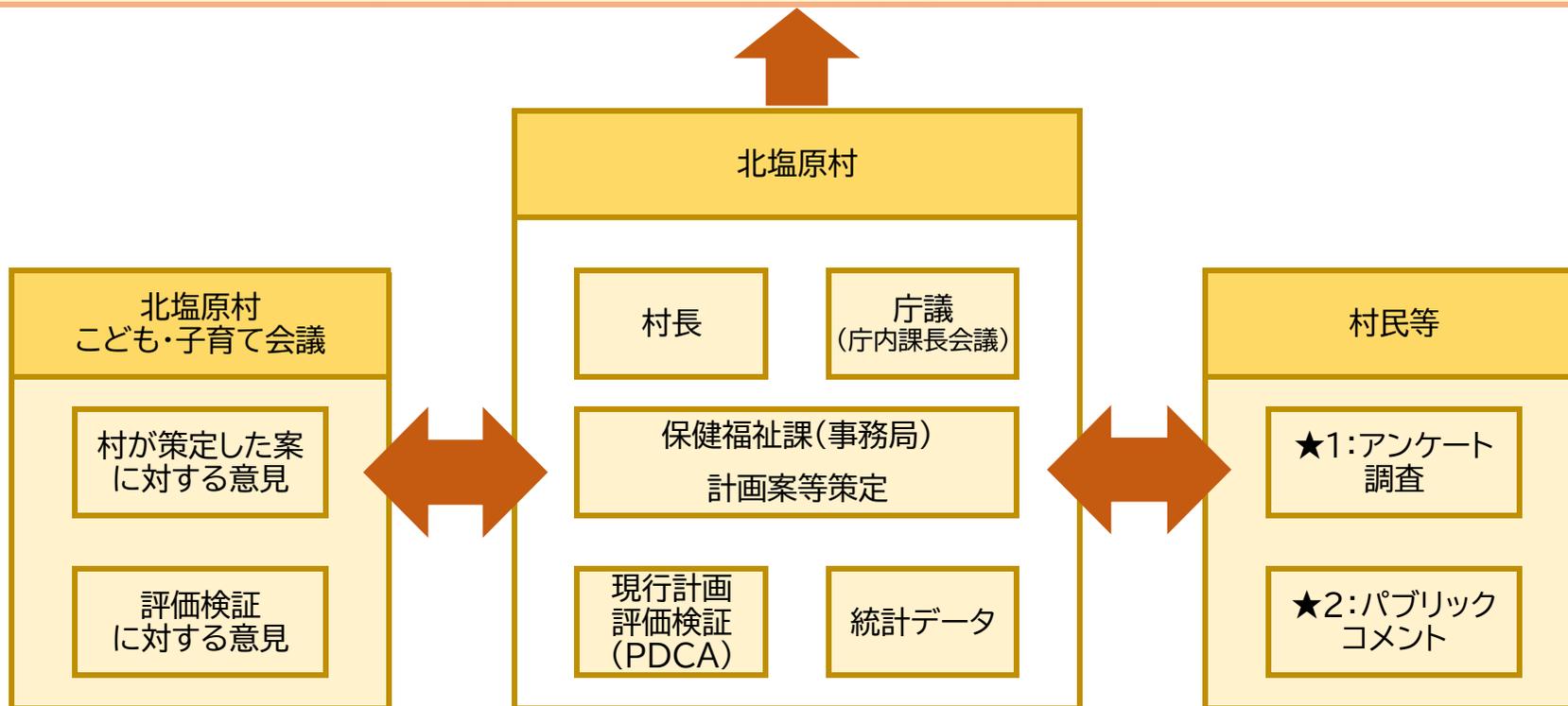
計画の対象

- こども 心身の発達の過程にある者
- 若者 概ね15歳から40歳未満の者
- 子ども・子育て支援 生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子ども
- 主体者 こども、若者、その家庭、地域、事業者、行政などすべての個人及び団体

北塩原村こども・子育て計画 骨子案 基本的な考え

策定体制

「北塩原村こども・子育て計画」の策定・公表



★1 アンケート調査

- 子育て支援に関するニーズ調査(保護者) 126名
- こども・若者の意識調査(中高生) 121名
- こども・若者の意識調査(18歳～39歳) 300名(ホテル従業員寮等居住者、子育て世帯保護者除く)

★2 パブリックコメント(意見公募)

北塩原村こども・子育て計画(案)に対する意見公募

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 計画の策定体制

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

- 1 人口・世帯の状況
- 2 婚姻・出産等の状況
- 3 就業等の状況
- 4 こども・若者、子育てに関する実態と意向
- 5 第2期子ども・子育て支援事業計画の状況
- 6 こども・子育てを取り巻く課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 基本目標
- 4 施策体系

第4章 施策の展開

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援事業計画）

- 1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保対策
- 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策

第6章 計画の推進体制・進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理、評価

北塩原村こども・子育て計画 施策体系（案）

※重要事項、基本目標、施策の方向性に記載した内容は福島県が掲げたもの

基本理念	重要事項	基本目標	施策の方向性
こども一人ひとりの夢とともに育み、みんなの希望を叶える子育てプラス 北塩原 ※たたき台	I ライフステージを通じた重要事項	(1) こども・若者の権利保障の促進	<ul style="list-style-type: none"> こどもの権利の尊重と普及啓発、人権教育の推進 こども・若者の意見表明と社会参画の推進
		(2) こども・若者の健やかな成長のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 多様な遊びや体験活動の推進(遊びの質の向上、体験活動の推進、運動習慣・体力向上、文化芸術体験機会の提供、読書活動の推進) 青少年健全育成の推進
		(3) こどもまんなかまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 全ての人にとって生活しやすい環境の整備 通学路等の安全性の確保 こどもの遊び場づくり こどもと楽しく外出できる環境づくり 子育て世帯への住宅支援
		(4) こども・若者が活躍できる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学びの変革による学力向上、次世代を担う人材の育成 スポーツ競技力の向上 国際理解・国際交流・外国語教育等の推進 外国人のこども・若者等への教育
		(5) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の払拭 多様な性に関する理解増進や人権擁護
		(6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> プレコンセプションケア（将来の妊娠を考え男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと）の推進、普及・啓発、相談支援 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援
		(7) こどもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育の無償化 ・教育費負担の軽減 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援 スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築 ギャンブル等依存症対策
		(8) 援助を必要とするこどもや家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 児童虐待防止対策の強化 社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援 ヤングケアラーへの支援
		(9) 犯罪などの危険からこどもを守る取組	<ul style="list-style-type: none"> こども・若者の自殺対策 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 こども・若者の性犯罪・性暴力対策 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 非行防止と自立支援
	II ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期における施策	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 こどもの育ちの保障と遊びの充実（保育・幼児教育の質の向上、人材育成、子育て支援の拠点づくり）
		(2) 学童期・思春期における施策	<ul style="list-style-type: none"> こどもが安心して過ごし学ぶことができる学校教育の充実 こどもの居場所づくり 小児医療体制やこころのケアの充実 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 いじめ防止と不登校のこどもへの支援
		(3) 青年期における施策	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育の修学支援やキャリア形成支援 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
	III 子育て当事者への支援に	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育の無償化 医療費の無償化 児童手当の支給 奨学資金の貸与又は給付、授業料免除等
		(2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育てについての相談や情報提供 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進 子育て応援の気運醸成 家庭教育支援の推進
		(3) 共働き・共育での推進	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業の取得支援 男性の家事・子育てへの参画促進 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり ワーク・ライフ・バランス推進と両立支援
		(4) ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援 就労支援 子育て・生活支援 相談支援